

令和元年度

与謝野町財政援助団体等監査報告書

令和元年12月

与謝野町監査委員

令和元年度財政援助団体等監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

- (1) 公の施設 与謝野町幾地コミュニティ広場
指定管理者 幾地区
所管課 総務課
- (2) 公の施設 与謝野町石川農業構造改善センター
指定管理者 石川区
所管課 農林課
- (3) 公の施設 与謝野町ツバキ育苗温室
指定管理者 京都千年ツバキの里育苗グループ
所管課 農林課
- (4) 公の施設 与謝デイサービスセンター、与謝在宅介護支援センター及び与謝野町ホームヘルパーステーション
指定管理者 社会福祉法人北星会
所管課 福祉課
- (5) 公の施設 クアハウス岩滝
指定管理者 ドルフィン株式会社
所管課 観光交流課

3 監査の種別 公の施設指定管理者監査

4 監査の範囲 平成30年4月1日から令和元年10月31日までに執行された公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務の執行

5 監査の実施日時・場所 令和元年11月11日(月)

- (1) 与謝野町幾地コミュニティ広場(場所 加悦庁舎)
午前10時00分～午前10時40分

- (2) 与謝野町石川農業構造改善センター（場所 加悦庁舎）
午前10時50分～午前11時20分
- (3) 与謝野町ツバキ育苗温室（場所 加悦庁舎）
午前11時20分～午前11時40分
- (4) 与謝デイサービスセンター、与謝在宅介護支援センター及び与謝野町ホームヘルプステーション（場所 与謝の園）
午後1時30分～午後2時20分
- (5) クアハウス岩滝（場所 本庁舎）
午後3時05分～午後4時40分

6 監査の主眼及び実施方法

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、所管課及び指定管理者の関係書類の監査を行うとともに、所管課長等及び指定管理者から事業概要について聴取を行った。

7 監査結果

- (1) 公の施設 与謝野町幾地コミュニティ広場（所管課 総務課）
公の施設の指定管理に係る出納その他の事務は適正かつ効率的に処理されており、特に問題はなかった。
指定管理施設の会計が、幾地区の会計と一体となった会計となっている。指定管理施設である以上、別会計にされることが望ましい。
- (2) 公の施設 与謝野町石川農業構造改善センター（所管課 農林課）
公の施設の指定管理に係る出納その他の事務は適正かつ効率的に処理されており、特に問題はなかった。
モニタリングを実施され、また常日頃から石川区と協議をされていることを評価したい。
指定管理施設の今後のあり方については、石川区と協議され解決策を見出してもらいたい。
- (3) 公の施設 与謝野町ツバキ育苗温室（所管課 農林課）
公の施設の指定管理に係る出納その他の事務は適正かつ効率的に処理されており、特に問題はなかった。

モニタリングの中で町の方向性を示し、管理者と協議されていることを評価したい。

指定管理施設の今後のあり方については、周辺も総合的に考え取り組まれたい。

- (4) 与謝デイサービスセンター、与謝在宅介護支援センター及び与謝野町ホームヘルプステーション（社会福祉法人北星会、所管課 福祉課）

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務は適正かつ効率的に処理されており、特に問題はなかった。

指定管理料の受領がないなか、毎期黒字運営をされ町の福祉の向上に取り組まれている。

人材不足が問題となっているため、行政としても人材確保に向けての施策を考える必要がある。

- (5) クアハウス岩滝（ドルフィン株式会社、所管課 観光交流課）

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務は適正かつ効率的に処理されており、特に問題はなかった。ただし、指定管理施設は大規模改修工事のため休館しており、当該施設と指定管理者本社との経理処理については現認できなかった。

指定管理施設の労務管理等については、指定管理者本社において管理をされており、本部経費が計上されていた。

利用料収入の確保が一番の課題である。担当課と議論しながら、少しでも売上が増加し、将来的に指定管理料が逡減できることが望ましい。引き続き努力してもらいたい。